

<<<今号の目次>>>

1. 取組紹介

「イノベーション企業文化の醸成に向けた、ダイバーシティと働き方改革『アフラック Work SMART』の推進」

2. 最新情報

《お知らせ》 3件

《地方公共団体等の動き》 10件

---

■□■ 1. 取組紹介



「イノベーション企業文化の醸成に向けた、ダイバーシティと働き方改革『アフラック Work SMART』の推進」

---

今号では、アフラック生命保険株式会社から、ダイバーシティと働き方改革を両輪で推進し、ワークライフマネジメントの実現を目指しておられる同社の取組を御紹介いただきます。

【会社情報】

- ・会社名：アフラック生命保険株式会社
- ・事業内容：生命保険業
- ・本社所在地：東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル
- ・社員数：5,134人（2019年度末時点）

アフラック生命保険株式会社は、創業50周年を迎える2024年に向けて「Aflac VISION2024」を掲げ、「生きる」を創るリーディングカンパニーへと飛躍することを目指しています。本ビジョンを実現すべく、社員一人ひとりが既存の概念に捉われずに変化を先取りしながら新たな価値を生む「イノベーション企業文化」を醸成するための手段として、ダイバーシティと働き方改革を両輪で推進しています。

ダイバーシティ推進の第一歩として、「女性の活躍推進プログラム」を策定するなど、女性活躍推進に重点的に取り組んでいます。育児と仕事の両立に向けて、社外の配偶者も出席可能な産休前セミナーの開催や、男性社員の育児休職取得率を目標化するなど、男性社員の育児参画にも積極的に取り組んでいます。育児休職を8カ月取得した男性社員は、「育児と仕事を両立している社員の環境や気持ちを理解して仕事ができるようになった」と話しています。

働き方改革では「アフラック Work SMART」と題し、時間外労働の削減に留まらず、仕事の進め方の抜本的な見直しに加え、テレワークやフレックスタイム制度など柔軟な働き方を推進しています。その一環として、2016年から在宅勤務制度を導入し、その翌年から毎年全社員が実施することを目標化してきました。これにより、新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、スムーズに在宅勤務への移行ができました。さらに、地方に在住する社員のキャリア形成を支援するため、東京・大阪に拠点がある部署の業務に転居せずに従事する「リモートキャリア制度」を開始しました。「これまでは経験できる業務が限定的であったが、この制度を活用して様々な業務にチャレンジしたい」と制度を利用している社員は話しています。

これらの取り組みの結果、2015年に月平均33.2時間であった所定外労働時間が2019年は18.8時間まで減少し、有給休暇の取得率も80%を超えています。男性社員の育児休職取得率も2019年に約95%に達しています。ダイバーシティと「アフラック Work SMART」を両輪で推進することで社員のワークライフマネジメントの実現につながっています。

---

## ■□■ 2. 最新情報

---



《お知らせ》

### 【内閣府】

●昨年12月に、第5次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。

→政府は、平成12年（2000年）以来、5年ごとに男女共同参画基本計画を改訂してきておりますが、昨年12月25日、令和7年度（2025年度）末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに全89項目の成果目標を設定した「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定しました。

現在、世界経済フォーラムが公表している最新のジェンダー・ギャップ指数における我が国の順位は153か国中121位と、先進国で最低レベルになっています。分野ごとに見ると、我が国は女性の健康や教育では水準が非常に高い一方で、政治分野・経済分野の遅れが目立っています。これは、世界で最も健康で、教育を受けた女性たちが活躍できていない、能力を最大限に発揮できていないことを意味しており、高度人材や投資を巡る競争を通して日本経済の成長力にも関わる問題です。男女共同参画は、女性だけでなく、男性も含めた全ての人・全ての組織にとっての喫緊の課題となっています。

今般の第5次計画では、こうした危機感の下、「新しい目標」として、

- ・2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会となることを目指すこと

- ・そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めること

を掲げるとともに、それぞれの分野ごとに、例えば「民間企業の雇用者の各役職段階に占め

る女性の割合」(係長相当職 30%、課長相当職 18%、部長相当職 12% (期限:2025 年)) や「民間企業における男性の育児休業取得率」(30% (期限:2025 年)) など、個別の成果目標を設定しています。

本計画に基づいて男女共同参画社会に向けた取組を政府一丸となって強力に進めていきます。皆様、是非、御一読ください。

(↓第5次計画の本文、説明資料のダウンロードはこちらから)

[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/index.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html)

●「ダイバーシティ・マネジメントセミナー」申込受付中！(内閣府・経団連共催)

→本セミナーでは、「ウィズ・ポストコロナ時代における企業のダイバーシティ推進に向けて」をテーマとし、先進企業の経営者からダイバーシティ推進に対する考えや取組、今後の課題等について話を聞くとともに、先進企業からの事例紹介を通じて、ダイバーシティ・マネジメントに対する理解を深めます。皆さまの御参加をお待ちしております。

日時：2021年3月4日(木) 10:30~12:00

開催方法：オンライン開催 (Zoom ウェビナー)

申込締切：2021年2月26日(金)

※参加費無料

詳細・申込はこちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/event/meeting.html>

【厚生労働省】

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の申請はお済みですか？

→新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、特別な有給休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象となりますので、積極的に御活用ください。

(支給額)

特別な有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(※)

※日額上限：15,000円(2020年3月31日までの休暇分については8,330円)

(支給対象期間及び申請期限)

休暇取得の時期によって申請期限が異なるため御注意ください。

○2020年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分

⇒2020年10月1日から2021年3月31日まで申請受付

○2021年1月1日から同年3月31日までの休暇取得分

⇒2021年1月1日から同年6月30日まで申請受付

※なお、2020年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分について、申請受付は2020年12月28日で終了しています。（\*）

\*ただし、労働者からの労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等の御相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合等、やむを得ない理由があると認められる場合は申請期限を徒過して申請することが可能です。詳細は下記厚生労働省ホームページを御覧下さい。

年次有給休暇や欠勤で処理していたとしても、事後的に特別の有給休暇に振り替えた場合は対象になりますので、申請を御検討ください！（事後的に特別休暇に振り替えることについて、労働者本人の同意が必要です。）

（助成金制度の概要や申請様式、申請方法などはこちら）

厚生労働省ホームページ

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設しました

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

（制度や申請書類の記載に関するお問い合わせ先）

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120（60）3999（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

（小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口の御案内）

「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を都道府県労働局に開設し、事業主の方に対して、当助成金の活用の促進や申請のサポートを行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000706917.pdf>

《地方公共団体の動き》

【岩手県】

ワークライフバランス出前講座

→企業・団体が開催する職場研修に活用できるワーク・ライフ・バランスに関する講座の動画を無料で貸し出します。「育児・介護と仕事の両立」や「職場でのハラスメント防止」など、5つのテーマの中から、希望する講座をお選びいただけます。

・対象：県内の企業・団体

・貸出期間：2020年12月～2021年2月

・申込方法：申込み受付サイトからお申込みください

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyouseishounendanjo/1004930/1016566.html>

#### 【東京都】 新宿区

区内企業向けワーク・ライフ・バランス勉強会「必要な『人材』を確保し、企業の競争力を高めるためには？」～多様な働き方を実現させるポイント～

→コロナ禍における人材の確保に向けて企業が取るべき対応を「女性」「シニア」「副業・兼業」の活用に焦点を当て、ワークや企業間の情報共有を交えながら、実践的に御説明します。

- ・形式：Zoom を利用したオンライン開催。
- ・実施日時：（第 2 回）2021 年 2 月 9 日（火）13:30～15:30、（第 3 回）2 月 26 日（金）13:30～15:30
- ・参加費：無料（通信料は申込者負担）
- ・内容：（第 2 回）シニア活用「自社の現状を見直す」（ワーク）他  
（第 3 回）副業・兼業「自社の現状を見直す」（ワーク）他
- ・講師：採用コンサルタント 高貝浩也氏
- ・対象者：区内の企業経営者・管理職・従業員。1 回あたり 10 名
- ・申込：男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）へメールまたは FAX。各回の 4 日前までに。

[http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/danjo01\\_002224\\_11\\_00001.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/danjo01_002224_11_00001.html)

#### 【神奈川県】 川崎市

→川崎市では「男女共同参画」について考える機会として、「かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット 21）」と協働で、「男女平等かわさきフォーラム」を毎年開催しています。今回は総務省テレワークマネージャーを務める家田佳代子さんをお招きして、「コロナ禍だからこそ考えるワーク・ライフ・バランスの実現」をテーマにお話を伺います。録画配信を御視聴いただけますので、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社内研修等にも御活用ください。

- ・テーマ：「コロナ禍だからこそ考えるワーク・ライフ・バランスの実現」
- ・講師：総務省テレワークマネージャー、日本テレワーク学会会員 家田佳代子氏
- ・配信期間：2021 年 2 月 10 日（水）～2 月 26 日（金）まで
- ・定員：なし（視聴料無料、事前申込制）（視聴にはインターネット環境が別途必要）
- ・視聴方法：申し込まれた方に視聴用 URL を送付します。

申込期限 2021 年 2 月 4 日（木） ※期限が迫っていますのでお早めの申込を！

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000122889.html>

#### 【新潟県】 上越市

ワーク・ライフ・バランス推進セミナー「新しい生活様式の中での働き方」参加者募集

→新しい生活様式の中でテレワークが注目されています。テレワーク導入のメリットや、導入にあたって気をつけたほうがよい法制度や社内ルールなどを学びます。

- ・日時：2021 年 2 月 8 日（月）14:00～15:30
- ・場所：高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室
- ・対象：事業所の総務・人事担当者、事業主、ほかテーマに関心のある方
- ・定員：50 名（先着順）

- ・講師：新潟働き方改革推進支援センター 石丸 歩氏
- ・申込期限：2021年2月1日（月） ※本日まで！お早目の申込を！
- ・申込方法：申込書に必要事項を入力の上、ファックス、メール、郵送、窓口を持参のいずれかの方法で提出してください。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/sangyou/seikatsuyoushiki.html>

**【岐阜県】**

令和2年度岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定式を開催します（参加者募集）

→今年度の認定式では、内閣府地域働き方改革支援チーム委員であり、エクセレント企業認定審査会委員長の渥美由喜氏による講評に加え、特別講演として、アマゾンジャパン立ち上げメンバーで、エバーグローイングパートナーズ（株）代表取締役の佐藤将之氏から、ウィズコロナ・アフターコロナの働き方に関する御講演をしていただきます。

- ・日時：2021年2月10日（水）13:00～15:30
- ・場所：ぎふ清流文化プラザ 長良川ホール
- ・開催内容：

1.岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定式

令和2年度認定企業に対する講評

講評者：エクセレント企業認定審査会委員長、内閣府地域働き方改革支援チーム委員 渥美由喜氏

2.特別講演「ウィズコロナ・アフターコロナの働き方 ニューノーマル時代のマネジメント」

講師：エバーグローイングパートナーズ（株）代表取締役 佐藤将之氏

- ・参加費：無料
- ・定員：150名（先着順）
- ・募集期間：2021年2月3日（水）まで ※期限が迫っていますのでお早めの申込を！
- ・申込：申込フォームまたはチラシ裏面に必要事項を記載のうえ FAXにてお申込みください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8666.html>

**【愛知県】豊田市**

働く女性のためのワークライフバランス（介護両立編）

→仕事や子育てに加えて介護が必要となった時のために、慌てず対応する方法を考えます

- ・日時：2021年2月5日（金）14:00～16:00
- ・場所：キラッ☆とよた（産業文化センター内） とよた男女共同参画センター
- ・対象：市内在住・在勤の女性
- ・定員：先着11名
- ・参加費：500円
- ・申込期限：2021年2月4日（木） ※期限が迫っていますのでお早めの申込を！
- ・申込方法：とよたキャリアカレッジホームページよりお申込みください。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/event/knowledge/1041130.html>

### 【三重県】

令和2年度働き方改革アドバイザー派遣事業最終成果共有会を開催します

→三重県では、働き方改革に取り組む意欲のある企業等に対して「働き方改革アドバイザー」を派遣し、企業の取組を支援しています。この度、企業の経営者や人事労務担当者の皆様、働き方改革に興味のある方を対象に、今後の取組の参考としていただくため、当事業の取組成果を紹介する成果共有会を開催します。

・日時：2021年2月18日（木）14:00～16:00

・内容：

第1部 働き方改革アドバイザー派遣事業 取組企業による事例紹介

第2部 講演「幸福経営学～従業員と社会を幸せにする経営とは！？～」

講師：慶應義塾大学教授 前野隆司氏

・開催方法：

1.Web会議システム「Zoom」を用いたオンライン開催

2.会場での開催：三重県総合文化センター 生涯学習棟2階 視聴覚室

※1.と同時に会場でも視聴が可能です。

※Web環境がない場合は、会場参加にお申込みください。

・定員（先着）：会場参加 50名／オンライン参加 100名

・対象者：三重県内企業の経営者、人事労務担当者、働き方改革に興味のある方 等

・参加費：無料

・申込期限：2021年2月10日（水）

・申込方法：専用申込フォーム、メールまたはFAXにてお申込みください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030700396.htm>

### 【大阪府】

働き方改革推進オンラインセミナー～今知っておきたい公的支援制度について～を実施します！

→大阪府では、働く人々の労働環境の改善や、働き方改革を進める企業を応援するための取組を行っています。このたび、大阪府労働相談センターにおいて、働き方改革推進セミナーをオンライン配信で実施します。また、大阪労働局等関係機関と連携し、働くことや雇うことに関する労働相談の時間を、平日の夜間と祝日にも拡充する期間を設けます。期間中は弁護士等の専門家の相談を受けられる機会を通常よりも増やし、相談体制を一層充実させております。電話・面談による相談の他、オンラインによる労働相談も実施します。お手持ちのパソコン、スマートフォン、タブレットから相談可能です。いずれも無料ですので、お気軽に御参加ください。

・日時：2021年2月9日（火）14:00～15:30

・対象：事業主、人事労務担当者、労働者、労働組合役員、その他関心のある方

・定員：100名（先着順）

・テーマ：「同一労働・同一賃金及びコロナウイルスの影響を受けた事業者等に対する支援策・助成金について」

- ・講師：大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター 特定社会保険労務士 山本 薫氏
  - ・オンライン配信参加方法：オンライン会議システム Cisco Webex Meetings 使用
  - ・申込期限：2021年2月5日（金）
  - ・申込方法：インターネット申し込みを御利用ください。ファクシミリの場合は、ちらし裏面のセミナー受講申込書に必要事項を御記入の上お申し込みください。
- <http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/moyo/detail.php?recid=24146>

#### 【岡山県】津山市

##### 「働き方改革推進講座」

→この講座では、関係法令の改正により今、事業主に求められていること・講じるべき措置について解説していきます。企業の御担当者様、必見の講座となっておりますので、ぜひ御参加ください。

- ・日時：2021年2月26日（金）14:00～15:30
- ・場所：津山男女共同参画センター「さん・さん」
- ・対象：主に企業の労務関係担当者、その他どなたでも
- ・定員：20名（先着順）
- ・講師：社会保険労務士 土井康徳氏
- ・申込方法：氏名、電話番号、お勤め先（任意）について、電話・FAX・メールまたは窓口で伝え、お申し込みください。

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=6758>

#### 【高知県】

##### 御活用ください！働き方改革取組ガイド

→このたび、高知県ではより多くの企業の方に働き方改革に取り組んでいただくため、自社の働き方の分析や、課題に応じた取り組みができるよう「働き方改革取組ガイド」を作成しました。働き方改革の推進や取り組みを行う際に、是非御活用ください

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/2020121500034.html>

---

#### 【編集後記】

様々な業種において、新しい生活様式に沿った、新たな働き方が取り入れられつつあります。株式会社アーキ・ジャパンが2020年7月に実施した、施工管理職、設計職の方を対象に、コロナ禍での働き方の実態調査によると、「業務がテレワーク化したことで残業時間は減りましたか？」との質問に対し、6割以上の方が「減った」と回答があり、テレワーク化によって様々な場面で働き方が改善されたと感じられているとのこと。今後も、様々な現場で、テレワークの推進等により、残業時間の削減等これまで難しいと考えられてきた課題の解決につながればと思います。

※「建設業界の施工管理職、設計職を対象としたコロナ禍での働き方の実態調査」（株式会



社アーキ・ジャパン／2020年8月)  
<https://akijapan.co.jp/press/716.html>

---

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。  
このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから  
<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>

バックナンバーはこちらから  
<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから  
<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから  
<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/>